

真岡市図書館運営方針

令和6年3月

真岡市

目次

1. 運営方針の策定にあたって	
(1) 方針策定の趣旨	…2
(2) 基本理念～真岡市が目指す姿～	…2
(3) 方針の法的根拠	…3
(4) 方針の位置づけ	…3
(5) 方針の期間	…3
2. 真岡市の図書館を取り巻く現状	
(1) 図書館の概要	…4
(2) 図書館利用の状況	…4
(3) 市民の意識 アンケートによる意見、要望	…5
(4) これからの図書館の考え方	…8
3. 図書館運営方針	
(1) 運営方針	…10
(2) 基本方針	…11
(3) 基本的な図書館機能構造から見たサービス項目	…12
(4) サービス拠点と対象地域	…12
(5) 指定管理者と市及び市民との協働体制について	…12
(6) 図書館協議会の位置づけ	…12
(7) 管理・運営計画について ①管理・運営主体 ②蔵書方針 ③蔵書計画 ④別置取扱方針 ⑤ウェブ情報資源(電子書籍含む)取扱方針 ⑥その他	…13

1. 運営方針の策定にあたって

(1) 方針策定の趣旨

本市では、真岡地区には真岡市立図書館が、二宮地区には合併後に移転拡充した真岡市立二宮図書館が設置され、すべての市民が気軽に利用できるようにしてきました。また、その間、平成21年度より、指定管理者制度導入により、指定管理者による管理・運営が開始されました。

図書館に求められるサービスが多種多様化する中、真岡市の図書館は、令和7年春に真岡市立図書館が、利便性の良い市役所本庁新庁舎前の複合交流拠点施設に移転することから、来館者が大幅に増加し、乳幼児から高齢者までさまざまな年代に利用が拡大することを見込んでいます。また、複合交流拠点施設は、利用者が気軽に滞在し、読書等ができる座席数を大幅に拡大し、また、談話や打合せのできるフリースペースを整備し、図書館、子育て支援、地域交流活動というそれぞれの機能が集約した拠点として、市民の利便性が大きく高まることが期待されています。

このような状況下において、このたび、図書館運営にとって、大きな変化と節目を迎えることから、図書館全体のサービス内容を再点検し、「だれもが“わくわく”するまちづくり」に対応できる図書館機能の充実を図るとともに、人と情報、人と知識、人と人の出会いが交差する文化の核として、「静」と「動」が調和した開かれた図書館運営を推進するため、基本的な運営方針を次のとおり定めます。

また、本運営方針による基本理念、基本方針のもと、引き続き、指定管理者により、本市の図書館を運営するものとします。また、概ね5年ごとに、方針の見直しを検討し、必要に応じて改定するものとします。

(2) 基本理念～真岡市が目指す姿～

JUMP UP もおか

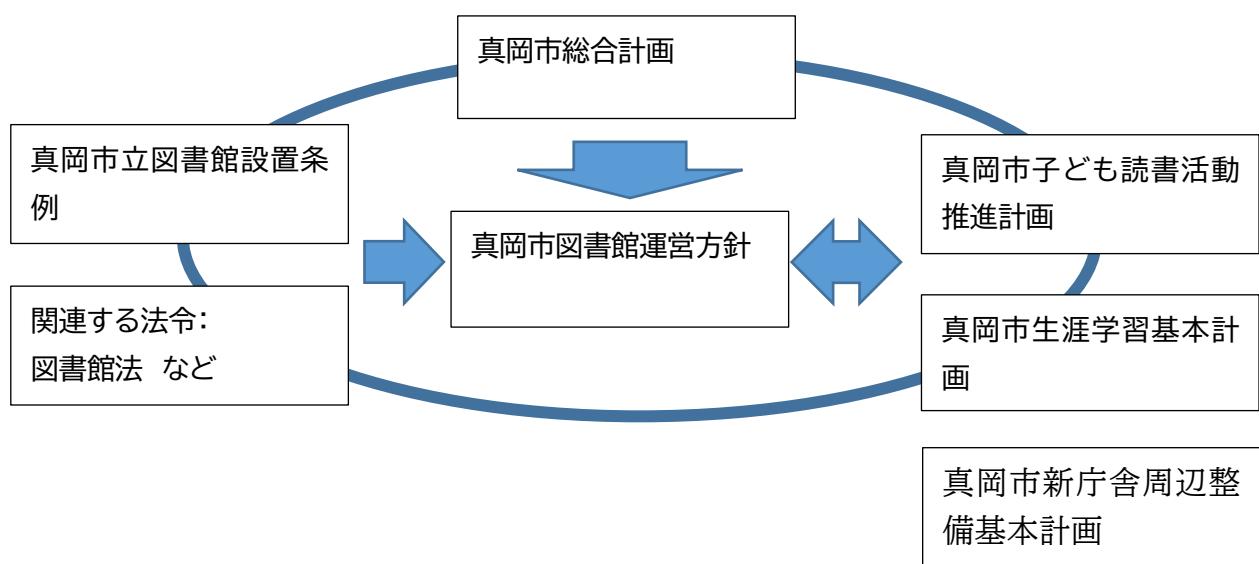
～だれもが “わくわく” するまち～

(3)方針の法的根拠

この運営方針は、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(平成24年文科省告示)に基づき、図書館の機能と役割、運営の方向性について策定するものです。

(4)方針の位置づけ

この運営方針は、本市の「総合計画」を上位計画と位置づけ、図書館の取組をまとめたものです。「子ども読書活動推進計画」、「生涯学習基本計画」など、その他計画とも連携して進めています。



図書館に関する法令(参考):

- ①教育基本法(昭和22(1947)年制定、平成18(2006)年改正)
- ②社会教育法(昭和24(1949)年制定、平成20(2008)年改正)
- ③図書館法(昭和25(1950)年制定、平成20(2008)年制定)
- ④子どもの読書活動の推進(平成13(2001)年制定)
- ⑤文字・活字文化振興法(平成17(2005)年制定)
- ⑥障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25(2013)年制定)
- ⑦視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(令和元(2019)年制定)

(5)方針の実施期間

この運営方針の実施期間は、複合交流拠点施設の約15年の運営期間の内、最初の5年間である、令和11年度までとします。また、関連計画等の変更があり、齟齬が出るようであれば、その都度修正いたします。

2. 真岡市の図書館を取り巻く現状

(1)図書館の概要

真岡市の図書館は、真岡市立図書館、真岡市立二宮図書館、公民館西分館図書室の2館1室体制で構成されていますが、令和7年春に、複合交流拠点施設が完成することで、新たな体制で管理・運営してまいります。

(2)図書館利用の状況

全国の図書館の動向を見ると、個人貸出数はこの10年ほどは、平成24年度の7億1,149万冊をピークに全体的に減少傾向にあり、コロナ禍であった令和3年に5億4,534万冊にまで落ち込みましたが、令和4年度には、6億2,393万冊と緩やかに持ち直しております。本市においては、平成30年度の28万冊をピークに減少を続け、令和2年度に23万冊となりましたが、その後は同様に回復傾向にあります。

令和4年度の人口一人当たりの貸出冊数は、県内平均5.23冊に対して3.28冊です。過去10年間においては、3.00冊から3.62冊の間を推移しています。令和3年1月に電子書籍サービスを開始し、令和4年度末時点でコンテンツ数は4,617タイトル、貸出数は2,357回となっています。

入場者数は、平成21年頃をピークに減少傾向にあり、令和4年度は、16万1,394人で、内、真岡市立図書館においては、ピーク時の60%、コロナの影響を受けなかった平成30年度は、24万1,856人で、内、同様に、ピーク時の95%であり、減少は軽微でした。

蔵書総数は平成30年をピークに除籍管理の適正化を進め、令和4年度の人口一人当たりの蔵書冊数は、県内平均4.41冊に対して3.60冊です。過去10年間においては、3.43冊から3.89冊の間を推移しております。

また、指定管理者の知見を生かした、プログラミング教室、ぬいぐるみのお泊り会、障害への理解促進のため図書館プロジェクトなど、多彩な自主事業に加え、読み聞かせ、読書会、点訳、落語などの協力事業団体との連携、団体貸付、ビブリオバトルなどの学校連携などの事業に取り組んでいます。

（「公立図書館統計」発行：日本図書館協会、「栃木県内の図書館」発行：栃木県公共図書館協会、「真岡市の図書館」発行：真岡市）

(3)市民の意識

アンケートによる意見、要望

真岡市の図書館のうち、特に本館である真岡市立図書館については、毎年度実施している「図書館利用者満足度調査」や、「新庁舎周辺整備基礎調査」(平成30年3月)において、次のような意見、要望が挙げられています。

真岡市立図書館への意見、要望

主な課題等	現状、要望等
空間、閲覧席の整備	<ul style="list-style-type: none">・閲覧席が少なく、利用目的に合わせた空間や環境が整備されていない・子どもの声が響いてしまうため、利用しにくい・赤ちゃんタイムがあるので、気を遣わずにすみ、ありがたい・大きな声で話している方を迷惑に感じる・休憩コーナーが狭く、利用しにくい・カフェなどを併設してほしい・飲物の自販機がほしい・長く滞在できるように、図書館+アルファの施設が欲しい・図書館には、緑を整えてほしい・パソコンを持参して使用できる席を増やして欲しい
施設の老朽化	<ul style="list-style-type: none">・トイレや通路が狭く、バリアフリーに対応していない・子ども用のトイレを設置して欲しい・照明が全体的に暗い・雨漏りや空調が故障するなど、施設が古い
書架の整備	<ul style="list-style-type: none">・書架に本を詰め込みすぎているため探しにくい・絵本がぎゅうぎゅうで、取りにくい(子どもでは取りにくい)・古い本が多いように感じる・本が探しにくく、いつもスタッフに方に聞いている・本が50音別でしっかり置いてあると探しやすい

「新庁舎周辺整備基礎調査」(平成30年3月)、「図書館利用者満足度調査」(令和4年度)

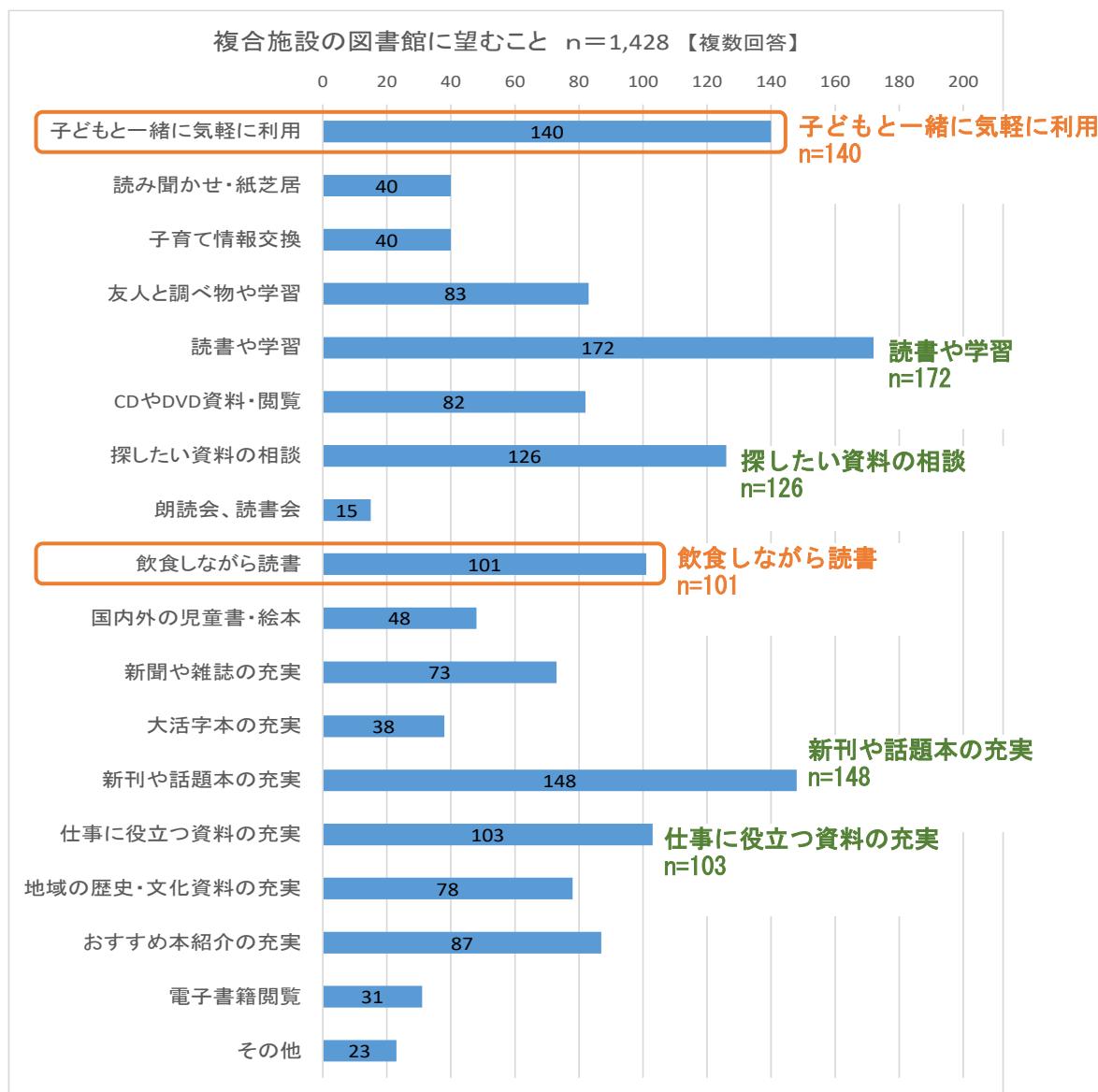
ここでは、真岡市立図書館に求められるものとして、施設の老朽化への対応や、蔵書の充実、適切な図書の入れ替えといった課題だけでなく、「子どもの声が響いてしまうため、利用しにくい」といった意見や、閲覧席や休憩コーナーの整備、長時間の滞在が可能な施設となることを望む意見があることが分かります。

さらに、「新庁舎周辺整備基本構想」(平成31年3月)において実施した市民アンケート調査では、複合交流拠点施設の図書館に望むこととして、回答総数1,428票(複数回答)のうち140票(9.8%)が「子どもと一緒に気軽に利用」と回答しており、特に子育て世代の回答者を抽出した場合には、回答総数403票に対して70票(17.4%)が回答していることから、子育て世代では、図書館を利用したいものの、現状は利用しにくい状況が分かります。

以上のような真岡市立図書館が抱える課題の解決に向けては、従来からの図書館機能の充実だけでなく、子どもと一緒に利用しやすい環境も整備することで、利用者の多様なニーズに応えることができる新たな図書館を目指すことが必要です。

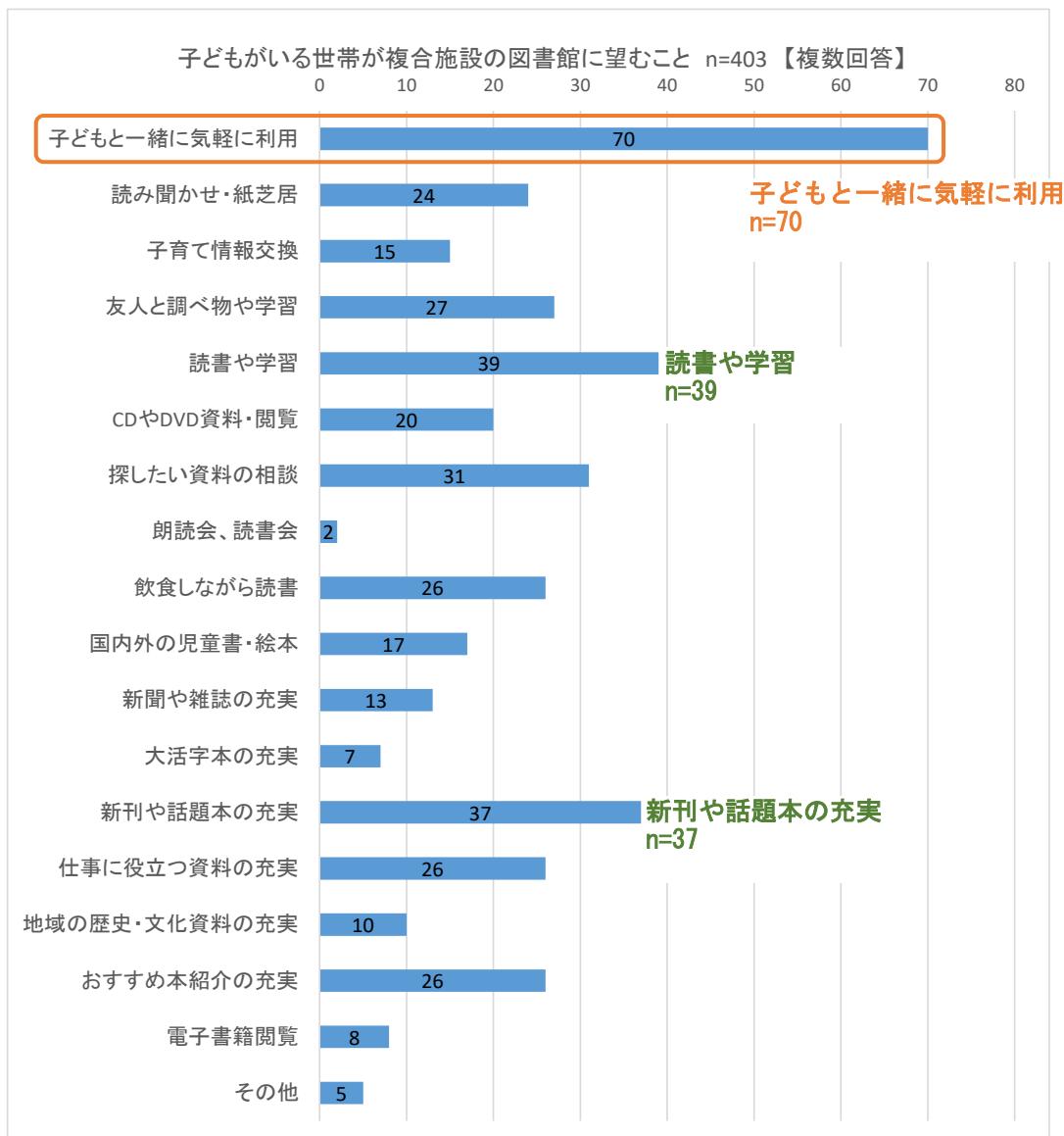
また、真岡市の子育て支援に関しては、昭和56年に旧・田町保育所として建設された真岡市第一子育て支援センターが、真岡市立図書館と同様に施設老朽化の問題を抱えていることから、図書館機能と子育て支援機能のそれぞれの充実を図るために、両施設を複合交流拠点施設化し、機能の相乗効果が発揮されることで、子どもから高齢者まで幅広い世代の市民が利用する新たな図書館である「静と動」が調和する図書館となることが、課題の解決のためには重要であると考えられます。

複合交流拠点施設の図書館に望むこと



「真岡市新庁舎周辺整備基本構想」(平成31年3月)

子どもがいる世帯が複合交流拠点施設の図書館に望むこと



「真岡市新庁舎周辺整備基本構想」(平成31年3月)

(4) これからの図書館の考え方

- ・図書館業界全体では、平成 12(2,000)年代から課題解決型図書館が各地に登場し、「ビジネス支援」、「健康・医療情報サービス」、「市民活動支援」などの取組がはじまり、平成22(2010)年代には、図書館の複合化の流れがはじまりました。そのような中、本市においても、重点事業となる「まちの活力再生・魅力創出プロジェクト」における「まちのステーション整備事業」により、複合交流拠点施設への図書館移転が検討され、令和 7 年春の開業に向け、現在、整備を進めています。さらに、本施設は、コロナ過で需要が増加した非接触型、そして第 3 の居場所として、市民の期待に応える拠点として整備していきます。
- ・子どもの読書活動第4期 に対応した考え方として、不読率の低減、多様な子どもたちの読書機会の確保、デジタル社会に対応した読書環境の整備、子どもの視点に立った読書活動の推進に配慮します。
- ・多様なニーズへの対応に関する考え方として、バリアフリーサービスの推進、電子図書館活用の推進、多様な図書館イベントの実施により、サービスの提供と交流の場の創出を行います。
- ・複合交流拠点施設完成後は、真岡地区、二宮地区それぞれの拠点図書館が連携し、充実したサービスの提供ができる図書館体制を構築します。
- ・来館が難しい方や障害のある方の読書環境の充実を図ります。
- ・別置に対する考え方として、利用者の資料の探しやすさ及び利用しやすさ、図書館のスペースの有効活用、運営コストの効率化などに配慮します。
- ・寄贈本に対する考え方として、寄贈者の事跡を踏まえつつ、広く顕彰できる方策に配慮します。
- ・資料収集の考え方として、「ユネスコ図書館宣言」、「図書館の自由に関する宣言」及び「図書館法」の理念による存在意義に基づき、すべての市民の教養、調査研究あるいはレクリエーションに資するために資料収集を行います。
- ・紙の書籍と電子書籍のあり方の考え方として、統一管理・運営による利用者の利便性の向上、レファレンスの質の向上に配慮したサービスの提供を行います。
- ・データベース活用の考え方として、国会図書館を含めたデータベースの充実を検討するとともに、その周知や利活用に努め、役立つ情報を提供します。
- ・学校との連携に関する考え方として、子どもたちへの読書機会の確保と読書環境の整備に努め、学校図書室等への団体貸付により、利用者の利便性の向上を図ります。また、図書館司書と学校司書は、地方公共団体が開催する研修会に積極的に参加するなどして、技術の向上に努めます。また、その他のことについては、市と指定管理者が別途協議により決定するものとします。
- ・ボランティアとの連携に関する考え方として、ハンディキャップサービスの充実や図書館の運営・管理・自主事業を円滑に実施するための連携体制に配慮します。
- ・企業との連携に関する考え方として、市民の読書環境の充実を社会全体で取り組む機運の醸成に努めます。

・現真岡市立図書館の建物については、再配置計画に基づき、除却を含めて検討しますが、現敷地内のモニュメント等については、寄贈者の事跡を踏まえつつ、その取扱いに配慮します。

3. 図書館運営方針

「 JUMP UP もおか ～だれもが “わくわく” するまち～」の基本理念を実現するため、次のように運営方針及び基本方針を策定します。

(1) 運営方針

本市では、真岡地区には真岡市立図書館が、二宮地区に平成 21 年 3 月 23 日の合併後に移転拡充した真岡市立二宮図書館が設置され、すべての市民が気軽に利用できるようにしています。

令和 7 年春に、複合交流拠点施設が新設整備されることに伴い、真岡市立図書館と、公民館西分館図書室の貸出機能を、複合交流拠点施設内に集約し、真岡地区の拠点図書館として、蔵書とサービスの集約を図っていきます。また、デジタル等による先端技術の利活用により、図書館サービスの向上を目指します。

二宮図書館については、二宮地区の拠点図書館として、引き続き、2 館が連携して、図書サービスの充実に努めています。

また、図書館利用者が、どこに住んでいても十分なサービスが受けられるよう、図書の予約、受け渡し、返却などについて、地域住民へのさらなるサービスの充実を検討していきます。

図書館は、生涯学習、情報化社会、地域社会の育成というキーワードがクロスする、最も重要な公共施設のひとつとして位置づけられています。

図書館は、あらゆる年齢層の市民が生涯にわたって自ら学ぶ「生涯学習の基地」であり、知的探求心に応える「地域の情報拠点」であるとともに、目的に応じて利用できる「だれもが気軽に集える空間」としてサービスを提供します。

また、「まちづくりの拠点」として図書館サービスを通じて、地域社会の活性化に貢献するとともに、「だれもが“わくわく”するまちづくり」の実現に向けて運営を実践します。

そのために私たちは、人と情報、人と知識、人と人の出会いが交差する文化の核として「静」と「動」が調和した開かれた図書館を目指していきます。

(2)基本方針

①情報アクセスの保障

・アナログ・デジタルの区分にとらわれず、必要な情報へのアクセスを保障します。

②情報活用の支援

・デジタル技術の利活用により、効果的な図書館サービスの充実に努めます。

③読書活動の支援

・図書館は、多様なジャンルやテーマの書籍や資料を提供し、利用者の学習や研究に役立つよう、参考書、文学作品、専門書、研究論文など、幅広い学習教材を揃え、蔵書の提供を行います。

・歴史的資料を収集保存し、郷土愛を育むとともに文化を継承します。

④多様なニーズに配慮した学びと情報の拠点、第3の居場所としての環境整備

・静と動を兼ね備えた、多様性に寛容な活動の拠点としての空間、及び課題解決の基地としての場を提供します。

・「生涯学習の基地」として、市民の教養を深め、地域や自己の課題解決に必要な資料、情報、サービス等を提供します。

・「まちづくりの拠点」、「地域の情報拠点」として様々な情報を収集・発信することにより、利用者の知的探求心に応え「“わくわく”するまちづくり」に貢献します。

・図書館は「だれもが気軽に集える空間」として、赤ちゃんから高齢者まで各世代の人たちの多様化するニーズに応え、積極的に交流の場を提供します。

・利用者が学習や研究に集中できる静かな空間や、グループでの学習に適したエリアとして、コミュニティ空間を提供します。

・複合交流拠点施設は、子どもから高齢者まで、幅広い世代の方々が訪れ、市民にとって、自宅や職場、学校とは異なる、新たな居場所「サードプレイス」を目指していることから、同世代や多世代での交流の場として、様々なテーマのセミナーやワークショップを開催し、利用者の興味や想像力を刺激し、学習意欲を高める場を提供します。

⑤持続可能な図書館サービス提供体制の構築

・地域に根差した適切な規模とサービスを確保します。

これら運営方針及び基本方針に基づき、指定管理者により運営するものとします。

また、市は、指定管理者と協議のうえ、毎年、「真岡市の図書館」を改訂し、公表するものとします。

(3) 基本的な図書館機能構造から見たサービス項目

- ①IC管理の導入による、利用者の利便性の向上と効率的な運営・管理体制の構築
- ②紙の書籍とウェブ情報源が一体的に利活用できるサービスの提供
- ※電子書籍については、有効なサービスであることは間違いないありませんが、どのような方策で進めていくのかは、引き続き、検討をしていきます。
- ③子どもが読書に親しむ機会の提供
- ④子どもの読書環境の整備
- ⑤大人の読書環境の整備
- ⑥広い市域をカバーするため、どこでも借りられ、どこでも返却できる体制の構築
- ⑦オンラインソフトウェアを活用した、データベースの活用の充実
- ⑧図書館と学校図書室の連携
- ⑨関係機関との連携・協力
- ⑩ボランティア団体等との連携・協力
- ⑪企業等との連携・協力
- ⑫まちづくり組織等との連携・協力

(4) サービス拠点と対象地域

①サービス拠点

- ・真岡市立図書館と西分館図書室の貸出機能を複合交流拠点施設内の真岡市立図書館に集約し、サービスと利便性の向上を図ります。
- ・二宮図書館は、二宮地区の拠点として、複合交流拠点施設内の真岡市立図書館と連携して、図書館サービスの向上を図ります。

②対象地域

- ・複合交流拠点施設内の真岡市立図書館と二宮図書館を図書サービスの中心として、図書館に来館することが難しい市民に対しても、現状のサービスのあり方を検討してまいります。

(5) 指定管理者と市及び市民との協働体制について

図書館における市民協働については、指定管理者が直接的なコミュニケーションを図りますが、最終責任は市にあります。また、個別の詳細については、別途協議により決定するもとします。

(6) 図書館協議会の位置づけ

会議の招集者は、教育長とします。

指定管理者の職員である図書館長は、教育長の補助者として、図書館の統括責任者としての権限に基づいて、自由に意見してよいものとします。

(7)管理・運営について

①管理・運営主体

複数機能を有する複合交流拠点施設の運営を設計段階から包括的に民間企業に委ねることで、人員配置の効率化や機能横断的な運営ノウハウの発揮等が期待できる DBO 方式を導入して、真岡市立図書館を運営し、さらに、同事業者が二宮図書館を指定管理することで、包括的な図書館体制の運営の向上を図ります。

②蔵書方針

年齢層及び専門性、時事性に配慮した購入、配置及び財源を確保します。

真岡市立図書館においては、本館の果たすべき役割を自覚し、時節の流れに対し、積極的に対応するものとし、真岡市で所蔵すべきものと、真岡市で所蔵せずともよいものを、地域的視点、電子書籍活用の視点等により、適切な蔵書方針を検討、運用してまいります。

また、市民に求められる図書館サービスの目的を実現するため、資料を選択・収集・保管し、かつ計画的に蔵書を形成・維持・発展させるため、適正な蔵書構成を図ります。

①書架の飽和状態を解消するため、資料を見極め開架・閉架・除籍資料の整備

②除籍した資料は無駄にすることなく有効活用し、SDGsに関わる活動の推進

③閉架書庫整備に伴う書庫の資料構成の推進

【参考】令和7年1月時点の見込み冊数

	複合交流拠点施設内 真岡市立図書館 (冊)	二宮図書館(冊)	合計
開架蔵書数 ()内は書架収納見込数	164,000 (192,000)	66,500 (75,000)	230,500 (267,000)
閉架蔵書数 ()内は書架収納見込数	35,000 (41,000)	24,000 (47,000)	59,000 (88,000)
合計蔵書数 ()内は書架収納見込数	199,000 (233,000)	90,500 (122,000)	289,500 (355,000)

※二宮図書館の閉架書架は、R3年度に15,000冊より47,000冊に改修整備

※複合交流拠点施設の書架の要求水準書は、開架156,000冊、閉架32,000冊、合計188,000冊。

※新真岡市立図書館の書架収納見込数は、建設計画の予定見込数を85%で割り戻した数値としている。

③蔵書計画

上記、蔵書方針に基づき、紙の書籍 35 万冊規模の運営を目指します。

また、全体の蔵書数は、紙の書籍に電子書籍を加え、紙の書籍の電子書籍への置き換えを含めて、さらなる利便性の向上を図ります。

国会図書館のデジタル化した資産の活用を積極的に取り入れ、紙の書籍と電子書籍の適切な配分を検討してまいります。

【参考】

	R5.4.1 現在の冊数 (実績)	R7.1 現在の冊数 (見込)	R22.3 現在の冊数 (見込)
紙の書籍	279,581	289,500	355,000
電子書籍	4,617	5,100	6,700
合計	284,198	294,600	361,700

※R5.4.1 の電子書籍の実数は、市が直接ライセンス契約したコンテンツ数。

※R22.3.31 の電子書籍の見込数は、グーテンベルク 21、青空文庫を含みます。

また、国会図書館デジタル等の利用可能コンテンツについては、今後、導入の条件について確認作業をすすめてまいります。

※R7 年度以降の新刊購入見込数 7,000 冊/年

※R7・R8 年度の除籍見込数 0 冊/年

※R9～R21 年度の除籍見込数 3,000 冊/年

④別置取扱方針

現在の、真岡市の図書館では、他館と比べ、別置の割合が高い。

今後、図書館全体に占める割合と寄贈本の役割を丁寧に検討し、別置方針を検討してまいります。

寄贈本については、寄贈者の事跡を踏まえつつ、複合交流拠点施設全体に発展的に組み込みながら、より広く顕彰していく方策を検討してまいります。

【参考】

R5.4.1 現在の別置の状況

	真岡市立図書館		二宮図書館	
	別置名	冊数	別置名	冊数
1	児童書	32590	児童書	19061
2	郷土資料	13794	郷土資料 (二宮尊徳・親鸞コーナー)	3121
3	視聴覚(CD・DVD)	-	視聴覚(DVD)	-
4	雑誌	-	雑誌	-
5	参考資料	4237	参考資料	658
6	全集	5409	大型本	698
7	大型本	1787	大活字	1343
8	大活字	626	紙芝居	782
9	元親文庫	7450	15 コーナー (YA コーナー)	2497
10	ビジネス支援	457	文庫	2327
11	福祉	2681	齊藤文庫	198
12	児童雑誌	167	かけはし文庫	157
13	児童洋書	484	企画展示・特集コーナー	-
14	昔話	451	新着資料	-
15	おはなし	668	児童参考資料	181
16	一般洋書	526	昔話	272
17	ハーレクイン	1110	おはなし	1736
18	東洋文庫	809	全集	-
19	岩波新書	1542		
20	PC コーナー	306		
21	児童全集	574		
22	児童参考資料	255		
23	紙芝居	1026		
24	15 コーナー (YA コーナー)	71		
25	文庫	1275		
26	かけはし文庫	279		
27	久保貞次郎	-		
28	企画展示・特集コーナー	-		
29	新着資料	-		

⑤ウェブ情報資源(電子書籍含む)取扱方針

ウェブ情報資源については、電子化されており、かつ電子のほうが利便性の高いものについては、積極的に活用を進めていきます。

本市では令和3年1月29日より電子図書館サービスを開始しており、所蔵されている電子コンテンツを端末機器(PC・スマートフォン等)で借りて読むことができます。真岡市立図書館ホームページもしくは下記URLからアクセスできます。

<https://www.d-libra.ry.jp/moka/g0101/top>

また、データベースとして、

オンラインソフトウェア利用により、新聞、ジャパンナレッジ等のさらなる利用の向上を図ります。

国会図書館デジタルの活用についても、同様に、積極的に導入を検討してまいります。

【ウェブ情報資源の例】

1 国立国会図書館デジタルコレクション	https://dl.ndl.go.jp/
2 みんなで翻刻	https://honkoku.org/
3 ビッグデータ・ポータル	https://www.e-stat.go.jp/bigdataportal/
4 e-Gov法令検索	https://elaws.e-gov.go.jp/
5 気象庁過去の気象データ検索	https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/
6 学術機関リポジトリデータベース (IRDB)	https://irdb.nii.ac.jp/
7 gBizINFO	https://info.gbiz.go.jp/
8 RESAS 地域経済分析システム	https://resas.go.jp/
9 全国条例データベース	https://elen.ls.kagoshima-u.ac.jp/
10 インターネット版官報	https://kanpou.npb.go.jp/
11 国立国会図書館インターネット資料収集保存事業 (WARP)	https://warp.ndl.go.jp/
12 地理院地図	https://maps.gsi.go.jp/
13 ルーラル電子図書館	https://lib.ruralnet.or.jp/
14 リサーチ・ナビ	https://rnavi.ndl.go.jp/
15 日本法令索引	https://hourei.ndl.go.jp/
16 JIS検索	https://www.jisc.go.jp/app/jis/general/GnrJISSearch.html

⑥その他

- ・複合交流拠点施設への真岡市立図書館移転後の、関連施設の利活用について

名称	内容
真岡市立図書館	<ul style="list-style-type: none">・建物は、別の用途に利用する場合、多額の改修費を要するため、やむを得ず、除却を含めて検討します。・敷地内のモニュメントを含めた、既存の構築物、樹木等については、寄贈者の事跡を踏まえつつ、十分に配慮した上で、別途、対応します。<ul style="list-style-type: none">・モニュメント・メタセコイア等の樹木・建物竣工時のタイムカプセル
公民館西分館図書室	<ul style="list-style-type: none">・複合交流拠点施設への機能集約後の公民館西分館図書室における学習室及び読書スペースの利活用を検討します。